

インフルエンザ予防接種補助のご案内

いつも健康保険組合の運営にご協力頂き、誠にありがとうございます。

当組合では、社会全体での感染症予防への対応を目的として、インフルエンザ予防接種に対して補助を行います。

接種補助の方法は下記の通りです。

対象者	<p>1歳（2024年12月31日時点）以上、65歳未満の豊島健保加入者</p> <p>※65歳以上の方 予防接種法により、お住まいの市区町村において補助を実施している為、補助対象外とします。 (会社で集団接種する場合は補助対象とします。)</p> <p>※接種期間中に65歳に到達する方 接種補助券は発行できませんが、予防接種法により、市区町村実施の予防接種は、「65歳の誕生日の前日から適用」とされている為、誕生日の2日前までは補助対象です。 接種された場合は、PepUpより補助金申請してください。(参照：愛知県外で接種される方)</p> <p>会社で集団接種する被保険者の方は、健保への申請は不要です。</p>
補助金額	<p>接種者1名につき上限2,000円（年1回のみ）</p> <p>※接種費用が2,000円未満の場合…実費分の補助。</p> <p>※お子様の接種が「2回接種法」で、 1回あたりの接種費用が2,000円未満の場合…2回分の合計から上限2,000円の補助。</p>
接種期間	<p>2024年10月19日（土）～12月31日（火）</p> <p>※期間外の接種については補助対象外です。</p> <p>※ワクチンの効力は、接種後2週間～4ヶ月がピークといわれていますので、過去の流行のピーク（12月後半～4月頃）を考慮して接種してください。</p>

接種補助券を申請してください。
今年度より「PepUp」の申請機能を活用した補助券申請となります。

別紙「PepUp申請手順（愛知県内補助券）」をご参照の上、申請してください。

【申請期間】 9月1日（日）～9月17日（火） 厳守

【補助券配布】 10月11日（金）頃

※申請は世帯でまとめて1回のみでお願いします。

※申請完了後は内容確認はできますが、修正・変更はできませんのでご注意ください。

※愛知県の補助事業の運用方法変更により、昨年度から申込が1回のみとなりました。
期限を過ぎての申込は一切受付できませんのでご注意ください。

※下記①～③の場合は、接種補助券の申込みはせず、全額立替払いで接種し、後日PepUpより補助金申請してください。（参照：愛知県外で接種される方）
①生年月日が1960年4月1日以前の方。（接種補助券の発行ができません。）
②お子様の接種が「2回接種法」で、1回あたりの接種費用が2,000円未満の場合。
③愛知県在住の方で、接種補助券が使用できない医療機関で接種される場合。
接種補助券が利用可能な医療機関は、下記よりご確認ください。
健保連愛知連合会・・・https://kenporen-aichi.jp/influenza_list
NPOあいち・・・<https://npo-aichimed.or.jp/influenza/>

※使用されなかった接種補助券は、廃棄してください。

※来年度以降、諸経費の値上がりにより補助券廃止となる可能性がございます。
廃止となった場合は、愛知県外接種同様に、立替払いで接種・後日補助金振込となります。

愛知県内で
接種される方

昨年同様「PepUp」の申請機能を活用した補助金申請となります。

①医療機関にて、全額立替払いで接種し、必ず領収書を受領してください。

※領収書のない場合は補助ができません。

【領収書の注意事項】

◆領収書の宛名が接種者となっていること。

（世帯等で合算された領収書の場合、接種者全員の氏名と接種費用を追記してもらう。）

◆「インフルエンザ予防接種」の費用である旨の記載があること。

◆医療機関の領収印があること。

②「PepUp」より補助金申請してください。（参照：PEPUP申請手順（愛知県外接種用））

【申請期間】 10月19日（土）～2025年1月10日（金） 厳守

※申請は世帯でまとめて1回のみでお願いします。

※申請完了後は内容確認はできますが、修正・変更はできませんのでご注意ください。

③後日、健保より各事業所へ補助金を一括で振込み後、

各事業所より申請者の給与口座へ振り込まれます。

（振込日は各事業所によって異なりますので、事業所担当者へお問い合わせください。）

※任意継続の方は、加入時の指定口座に振り込みます。

（事業所所属の任意継続の方は、事業所へ一括で振込みます。）

愛知県外で
接種される方

愛知県内・愛知県外、接種費用に関わらず、立替払いで接種し、
「PepUp」より補助金申請してください。（参照：愛知県外で接種される方）

※愛知県内で接種される場合でも、補助券の申請はしないでください。

※市区町村の補助を優先し、差額分が健保負担となるように申請してください。

例) 接種費用3,500円、市区町村補助2,000円 → 差額1,500円を健保へ申請

お子様の接種
について
市区町村の補助を
受ける場合